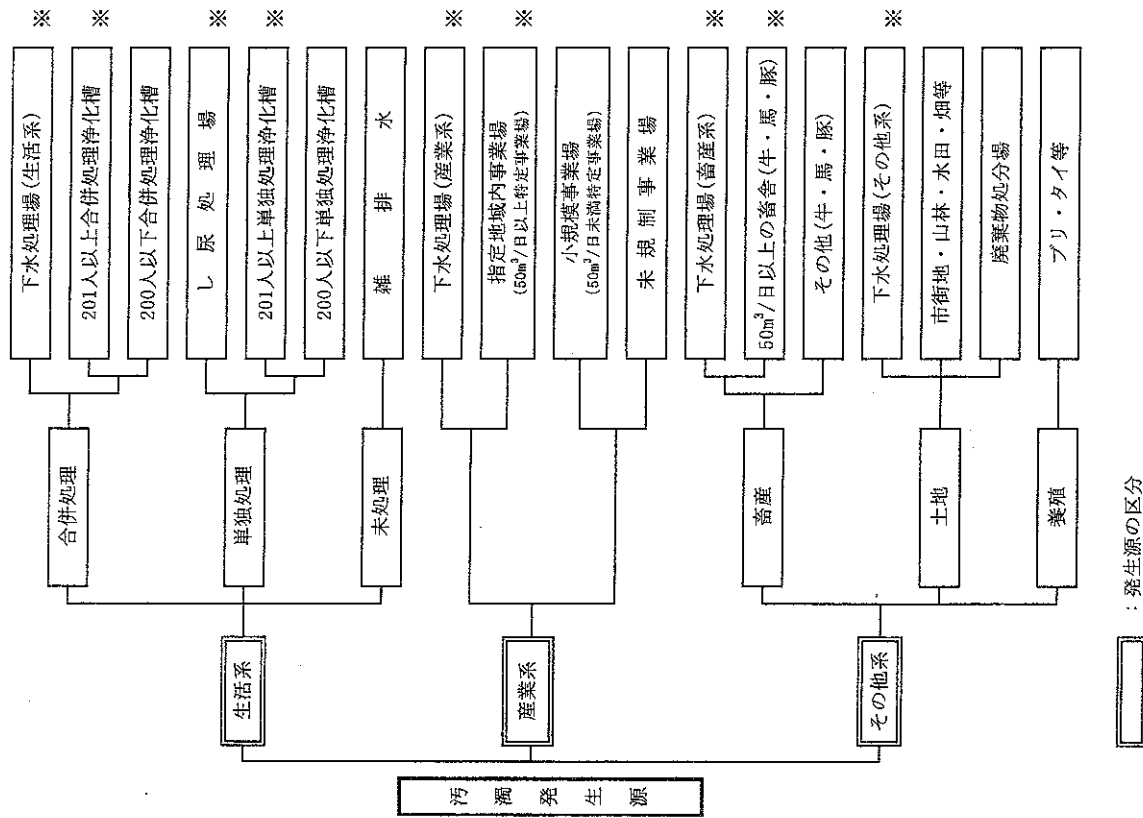


汚濁負荷の実態について



※ 発生源の区分

※ 総量規制基準の適用対象
(50m³/日以上の特定事業場)

過去の地震における浄化槽の被害状況

○平成7年1月 兵庫県南部地震

処理方式	調査基数	破損基数	破損率
単独処理	5,154	595	11.5%
小型合併処理	2,555	7	0.3%
中型合併処理	12	10	83.3%
大型合併処理	168	39	23.2%
合計	7,889	651	8.3%

(注) 破損については浄化槽本体の破損のみ。

【出典：社団法人 兵庫県水質保全センター】

○平成15年5月 宮城県沖地震

処理方式	調査基数	破損基数	破損率
小型合併処理	780	2	0.2%
大型合併処理	254	6	2.4%
合計	1,034	8	0.8%

(注) 破損については浄化槽本体、流入管、柵、付属機器等の破損を含む。

【出典：社団法人 宮城県生活環境事業協会】

○平成15年9月 十勝沖地震

処理方式	調査基数	破損基数	破損率
小型合併処理	549	62	11.3%
合計	549	62	11.3%

(注) 破損については浄化槽本体、流入管、柵、付属機器等の破損を含む。

【出典：社団法人 北海道浄化槽協会】

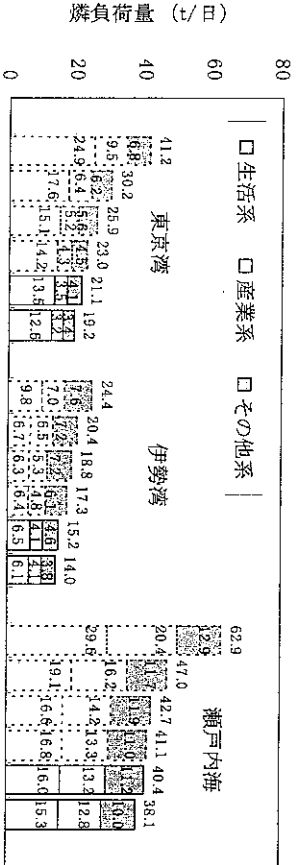
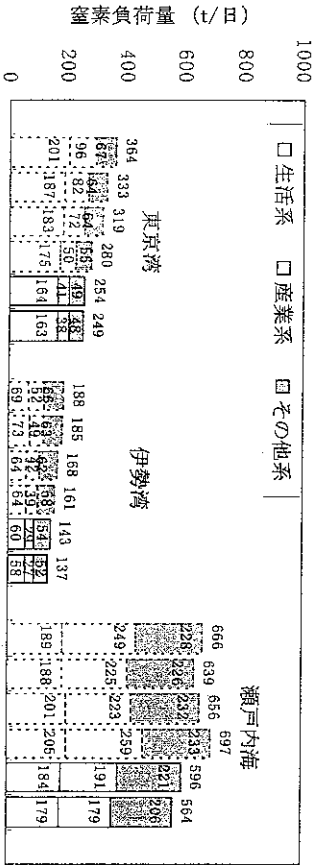
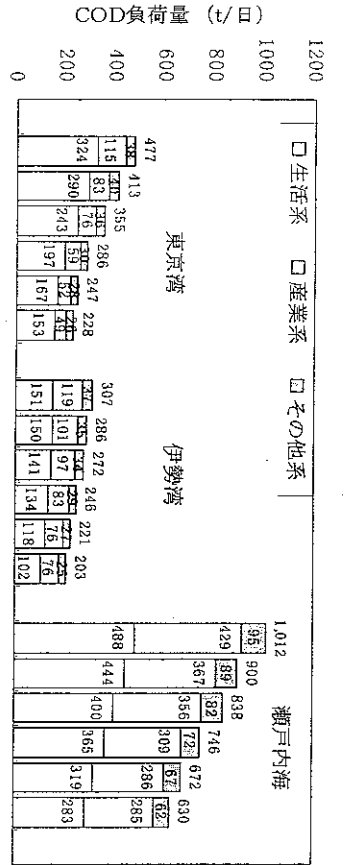
○平成16年10月 新潟県中越地震

処理方式	調査基数	破損基数	破損率
小型合併処理	1,428	96	6.7%
合計	1,428	96	6.7%

(注) 破損については浄化槽本体、流入管、柵、付属機器等の破損を含む。

【出典：社団法人 新潟県浄化槽整備協会】

※ 浄化槽は配管、管路部分が少いため、被害が小さく抑えられたものと考えられる。



地域別・発生源別のCOD負荷量の推移 (単位: t/日、年度)

発生源	東京湾					
	S54	S59	H1	H6	H11	H16
指定地域内事業場	73.9	88.1	97.8	104.8	106.6	106.6
指定地域外事業場	4.9	4.9	6.9	4.5	2.9	2.9
小計	78.8	93.0	104.7	109.3	109.5	109.5

発生源	伊勢湾					
	S54	S59	H1	H6	H11	H16
指定地域内事業場	22.8	24.7	25.8	26.4	23.7	23.7
指定地域外事業場	2.8	2.2	6.8	6.0	4.7	4.7
小計	25.6	26.9	32.6	32.4	28.4	28.4

出典) 発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果。
備考) 下水処理場の負荷量には、生活系だけでなく産業系及びその他系の負荷量も含まれる。

指定地域における汚濁負荷量の推移及び削減目標量

海域別・発生源別のCOD負荷量の推移(つづき)

(単位: t/日・年度)

発生源	瀬戸内海			
	SS4	SS9	HI	HI1
下水処理場	125.4	104.7	115.3	114.4
合併処理浄化槽	7.0	5.3	9.0	8.0
単独処理浄化槽	0.3	0.1	1.5	0.8
し尿処理場	10.2	6.2	4.0	2.8
食品等製造業	10.7	9.3	8.1	6.8
繊維工業	19.3	15.4	13.5	10.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	116.0	103.2	105.2	89.9
化学工業	64.8	59.9	59.1	52.9
石油製品・石油製品製造業	7.9	6.3	6.0	4.9
鉄鋼業	20.6	14.6	13.4	11.6
その他の指定地域内事業場	0.3	0.2	0.1	0.0
小計	34.4	21.1	15.0	6.3
生活系	416.8	346.4	354.2	288.5
産業系	387.6	362.3	306.9	223.4
その他系	117.7	110.4	101.3	100.0
指定地域内事業場以外	87.3	78.5	73.7	66.6
畜産農業	51.4	44.6	38.5	32.7
耕種農業・山林・市街地等	35.9	33.8	35.2	33.8
小計	592.7	551.2	481.6	434.9
計	1,012.1	900.9	638.1	672.3

発生源	大阪湾			
	SS4	SS9	HI	HI1
下水処理場	90.6	70.5	82.9	81.9
合併処理浄化槽	3.7	3.3	4.6	3.2
単独処理浄化槽	0.2	0.1	0.6	0.1
し尿処理場	4.4	2.4	1.5	0.9
食品等製造業	1.9	1.1	1.0	0.6
繊維工業	6.7	5.2	4.4	3.0
パルプ・紙・紙加工品製造業	2.1	1.3	1.3	1.2
化学工業	3.6	2.6	2.7	2.4
石油製品・石油製品製造業	0.6	0.6	0.4	0.2
鉄鋼業	1.5	0.9	0.8	0.7
その他の指定地域内事業場	0.2	0.1	0.1	0.0
小計	143.3	107.9	103.0	95.4
生活系	141.3	128.1	101.2	80.1
産業系	38.6	34.1	27.7	24.7
その他系	13.5	12.4	10.8	10.3
指定地域内事業場以外	9.1	7.3	5.6	4.4
畜産農業	4.5	5.2	5.2	5.9
耕種農業・山林・市街地等	4.6	2.1	0.4	0.5
小計	192.5	175.2	139.8	117.1
計	338.8	273.3	242.2	213.3

発生源	大阪湾を除く瀬戸内海			
	SS4	SS9	HI	HI1
下水処理場	26.8	28.2	32.4	36.5
合併処理浄化槽	3.3	2.0	4.4	4.8
単独処理浄化槽	0.1	0.0	0.9	0.9
し尿処理場	5.8	3.8	2.5	1.9
食品等製造業	8.8	8.2	7.1	6.2
繊維工業	12.6	10.2	9.1	7.4
パルプ・紙・紙加工品製造業	113.9	101.9	103.9	88.7
化学工業	61.2	57.1	56.4	50.5
石油製品・石油製品製造業	7.3	5.8	5.6	4.7
鉄鋼業	19.1	13.7	12.6	10.9
その他の指定地域内事業場	0.1	0.1	0.0	0.0
小計	28.2	17.5	16.4	14.1
生活系	216.3	233.6	205.7	186.3
産業系	79.1	76.3	73.6	75.3
その他系	73.8	66.1	62.9	56.3
指定地域内事業場以外	42.3	37.3	32.9	28.4
畜産農業	31.4	28.6	30.0	27.9
耕種農業・山林・市街地等	400.2	376.0	342.1	317.8
小計	674	627	596	492

出典)発生源管理等調査(環境省)

備考)下水処理場の負荷量には、生活系だけでなく産業系及びその他系の負荷量も含まれる。

水域の状況

環境基準の達成状況

最近の水質汚濁の現況は、相対的には、改善の傾向にあり、特にカドミウムやシアンなどの有害物質(健康項目)による汚濁は著しく改善され、全国的にほぼ問題のない状況になってきた。

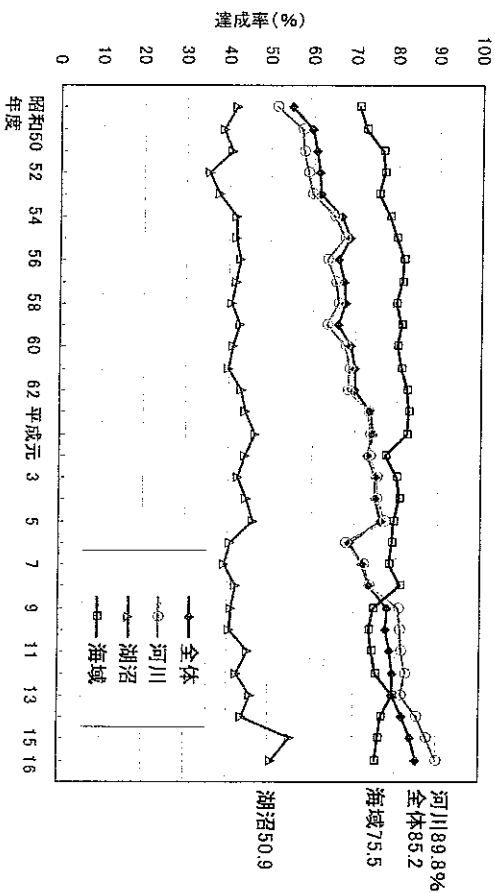
しかし、利水上の障害などをもちたら有機汚濁(生活環境項目)については、湖沼、内湾、内海などの閉鎖性水域では、水質改善の効果が顕著でなく、依然として高い汚濁を示している。

健康項目の環境基準達成状況(平成16年度)

測定項目	調査対象地点数	環境基準値を 超える地点数
鉛	4,587	0
全シアン	4,182	0
鉛	4,703	6
六価クロム	4,312	0
砒素	4,688	20
総水銀	4,527	0
アルキル水銀	1,412	0
PCB	2,443	0
シクロメタン	3,690	1
四塩化炭素	3,709	0
1,2-ジクロロエチレン	3,685	1
1,1-ジクロロエチレン	3,670	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	3,673	0
1,1,1-トリクロロエチレン	3,718	0
1,1,2-トリクロロエチレン	3,670	0
トリクロロエチレン	3,835	0
テトラクロロエチレン	3,837	0
1,3-ジクロロプロパン	3,731	0
チウラム	3,658	0
シマジン	3,648	0
チオハニカルブ	3,654	0
ベンゼン	3,661	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4,274	4
ふっ素	3,007	11
ぼう素	2,863	0
合計(実地点数)	5,703 (5,708)	42 (41)
環境基準達成率		99.3% (99.3%)

注: 1) () は平成15年度の数値。
 2) ふっ素及びぼう素の測定地点数のほか、河川又は湖沼の測定地点のうち濁水の影響により環境基準を超えた地点は含まれていない。
 3) 合計欄の超過地点数は実数であり、同一地点において複数項目の環境基準を超えた場合は超過地点数を1として集計した。なお平成16年度は1地点において2項目が環境基準を超えている。

環境基準（BOD又はCOD）達成率の推移

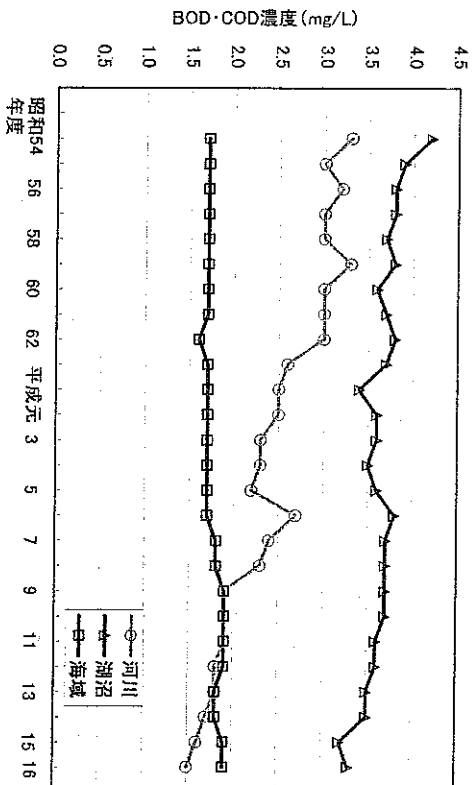


(備考) 1.河川はBOD、湖沼及び海域はCOD

2.達成率(%)=(達成水域数/あてはめ水域数)×100

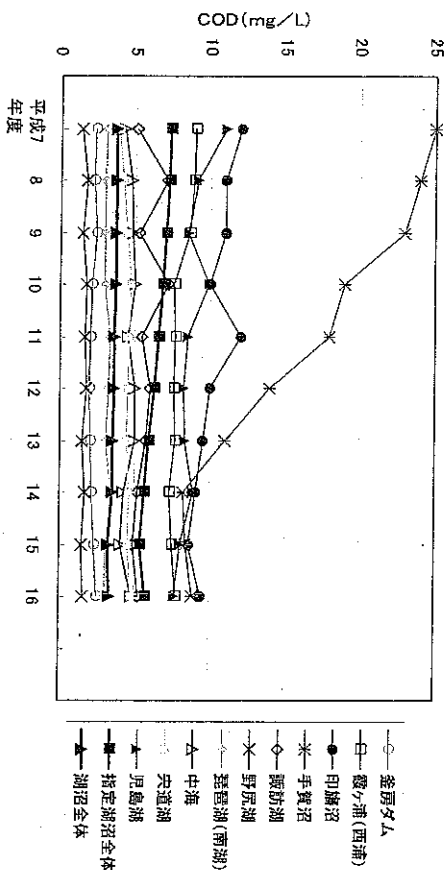
資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

河川・湖沼・海域におけるBOD又はCODの濃度推移



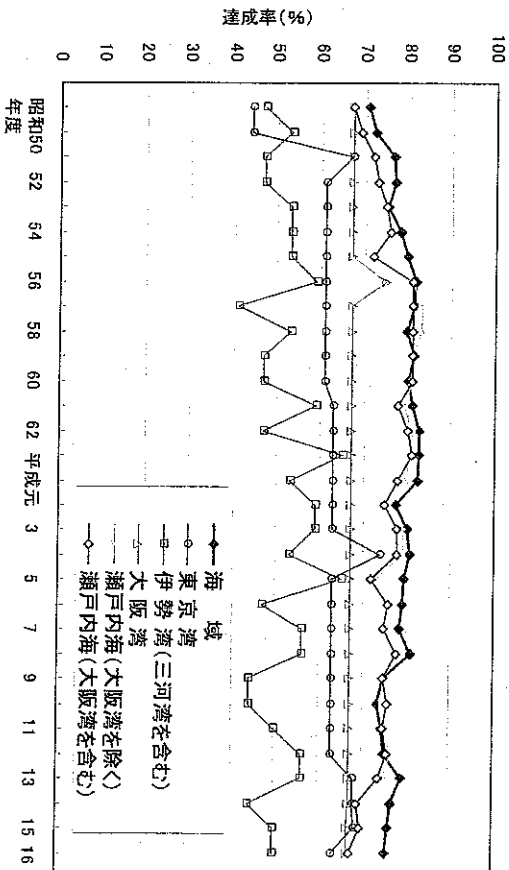
(備考) 環境基準点における年間平均値を用いて算出している
資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

指定湖沼の水質状況の推移（COD年間平均値：過去10年間）



資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

三海域の環境基準（COD）達成率の推移



資料：環境省「平成16年度公共用水域水質測定結果」

【参考】公共用水域水質測定データ

水環境総合情報サイト：<http://www.env.go.jp/water/mizu.site/index.html>

○ 都市圏個別汚水衛生処理率

汚水衛生処理率	人口規模		行政区域内人口(万人)	本県化人口(万人)	市町村数
	100%	50~100万人			
98.0%	100	13	2,860	2,804	13
80%	80	13	1,554	1,303	43
78.8%	78.8	13	2,831	2,089	173
73.8%	73.8	10~30万人	2,831	2,089	173
84.0%	84.0	5~10万人	1,759	1,126	254
48.2%	48.2	5万人未満	2,932	1,413	2,522
(全国平均) 73.0%					

(平成16年度末)

(注) 1 行政区域内人口及び本県化人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2 東京都区部は、23区全域で1つの市として扱う。

汚水衛生処理率の状況 (平成16年度)

自治体	行政区域内		公共下水道		浄化槽		下水処理場		浄化槽		下水処理場		人口	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L		
北海道	5,659,719	4,537,731	62,624	2,157	-	-	-	-	100,857	787	27,753	4,759,479	81.3	81.4
青森	1,475,965	570,412	65,396	3,251	-	60	51	949	67,888	-	-	705,110	46.0	36.7
岩手	1,403,020	505,819	65,577	3,265	-	42	42	12,073	137,168	6,505	77	725,884	51.7	56.1
宮城	2,364,100	1,558,181	54,743	1,623	-	13	-	5,980	122,125	9,958	778	1,743,335	73.7	65.9
秋田	1,169,122	412,538	75,884	1,623	-	123	267	-	99,143	11,988	290	589,878	50.1	35.3
山形	1,225,387	586,125	69,240	-	-	137	47	213	100,831	3,112	1,126	766,124	62.3	48.5
福島	2,123,699	709,650	87,527	-	738	319	35	3,000	341,688	2,629	300	1,143,718	53.9	33.3
茨城	3,011,859	1,354,732	107,852	781	-	-	-	10,089	491,117	2,330	-	1,894,631	62.3	43.2
栃木	2,067,784	765,884	58,144	-	-	-	48	4,884	193,611	1,618	-	1,177,225	57.7	45.1
群馬	7,101,877	4,673,127	50,113	-	-	-	-	30,776	268,385	3,929	344	1,144,222	55.3	37.0
千葉県	12,853,674	12,188,306	698	358	-	-	-	11,236	846,151	608	-	4,121,228	72.2	57.7
東京都	3,797,639	7,956,298	992	-	-	-	-	2,911	122,127	402	109	12,139,085	87.9	96.9
神奈川県	2,237,956	1,265,330	171,224	-	-	-	-	5,018	177,879	-	-	8,190,697	92.5	93.4
新潟	2,156,106	1,018,111	84,174	-	-	-	33	131,107	3,066	857	-	1,110,039	57.3	45.0
富山	1,129,742	656,305	72,988	1,312	157	-	66	5,171	52,622	330	233	789,061	69.8	56.1
石川	1,181,781	673,434	56,286	2,361	90	-	250	9,054	31,660	1,910	251	775,736	65.6	57.0
福井	836,087	440,520	67,989	6,092	191	-	55	185	54,285	846	72	529,942	68.2	52.7
山梨	869,735	370,403	12,118	-	-	-	85	7,011	105,522	2,810	-	495,839	55.1	41.3
長野	2,237,956	1,265,330	171,224	-	-	-	111	699	4,514	201,150	1,171	1,663,124	74.3	57.4
岐阜	2,156,106	1,018,111	84,174	-	-	-	373	805	2,200	2,218	1,203	1,306,742	64.8	47.2
静岡県	3,864,943	1,522,876	22,758	1,945	-	-	-	32,456	500,899	-	-	2,181,035	56.7	42.2
愛知	7,233,182	4,140,725	116,532	1,538	-	-	-	18,851	812,153	-	-	5,087,877	70.2	57.1
三重	1,602,125	526,386	61,968	4,379	-	-	61	4,163	474,149	6,132	-	1,080,106	58.8	28.1
滋賀	1,388,262	902,367	105,665	-	-	-	46	-	141,857	-	-	1,182,182	83.0	65.0
京都	2,629,719	2,139,117	32,683	702	82	101	75	947	96,231	2,077	22	2,254,184	85.0	81.3
大阪	8,864,874	7,920,862	100	1,836	-	-	-	681	335,085	-	235	7,127,028	87.5	83.7
兵庫県	5,672,895	4,661,682	155,161	1,836	-	-	697	76,500	178,265	161	4,199	5,088,844	80.7	67.5
奈良	1,455,762	854,137	3,056	-	-	-	41	5,179	35,764	1,286	-	868,128	60.0	52.0
和歌山	1,074,125	513,218	27,941	2,092	183	59	66	726	219,652	431	159	307,936	31.5	8.7
鳥取	616,918	373,882	76,185	5,561	274	-	591	1,716	49,286	3,671	22	491,691	65.6	41.4
徳島	753,254	497,549	70,166	11,873	-	-	181	5,067	72,849	11,175	1,022	357,477	47.5	26.2
岡山	1,914,354	787,380	30,075	1,269	57	-	212	1,384	349,831	2,063	1,096	1,170,161	36.3	38.9
広島	2,903,676	1,698,122	32,503	1,272	-	-	-	943	315,569	5,193	131	2,088,149	70.2	58.1
山口	1,518,839	728,410	41,560	5,207	43	-	-	108	204,548	842	166	985,107	64.8	48.0
香川	895,015	490,781	18,594	296	79	-	-	5,428	160,477	126	-	290,855	31.6	9.8
愛媛	1,469,985	524,731	23,741	3,073	-	-	-	512	301,841	6,090	-	520,731	31.2	20.2
高松	308,375	166,032	11,694	680	-	-	25	15	1,711	145,338	1,236	790,072	52.0	35.0
徳島	5,059,202	3,330,100	28,432	6,022	-	-	-	65	42,959	453,295	11,692	335,539	40.3	20.5
高知	877,643	280,128	36,081	3,520	-	-	-	138	135,746	3,876	143	199,198	50.0	29.7
福岡	1,509,073	675,165	30,247	1,946	-	-	72	15,184	139,589	964	-	918,522	60.9	41.8
熊本	1,866,022	885,861	41,760	1,617	63	47	211	3,087	187,140	11,615	269	1,120,168	60.0	47.5
大分	1,233,512	387,511	17,581	3,661	-	-	118	694	221,207	3,107	-	633,613	51.4	31.4
宮崎	1,177,189	596,142	56,283	3,173	-	-	-	3,384	191,161	-	-	671,763	57.1	37.3
鹿児島	1,769,117	591,563	24,861	2,122	-	-	-	5,423	247,795	3,095	-	960,165	54.3	32.9
沖縄	1,388,808	729,243	12,994	1,403	-	-	-	-	19,080	-	-	762,660	55.3	52.8
計	129,968,714	80,200,435	2,806,998	108,111	2,383	1,866	4,712	381,148	10,871,963	152,791	44,111	94,055,587	73.0	62.2
A X 100		62.2	1.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	8.4	0.1	0.0	75.9		

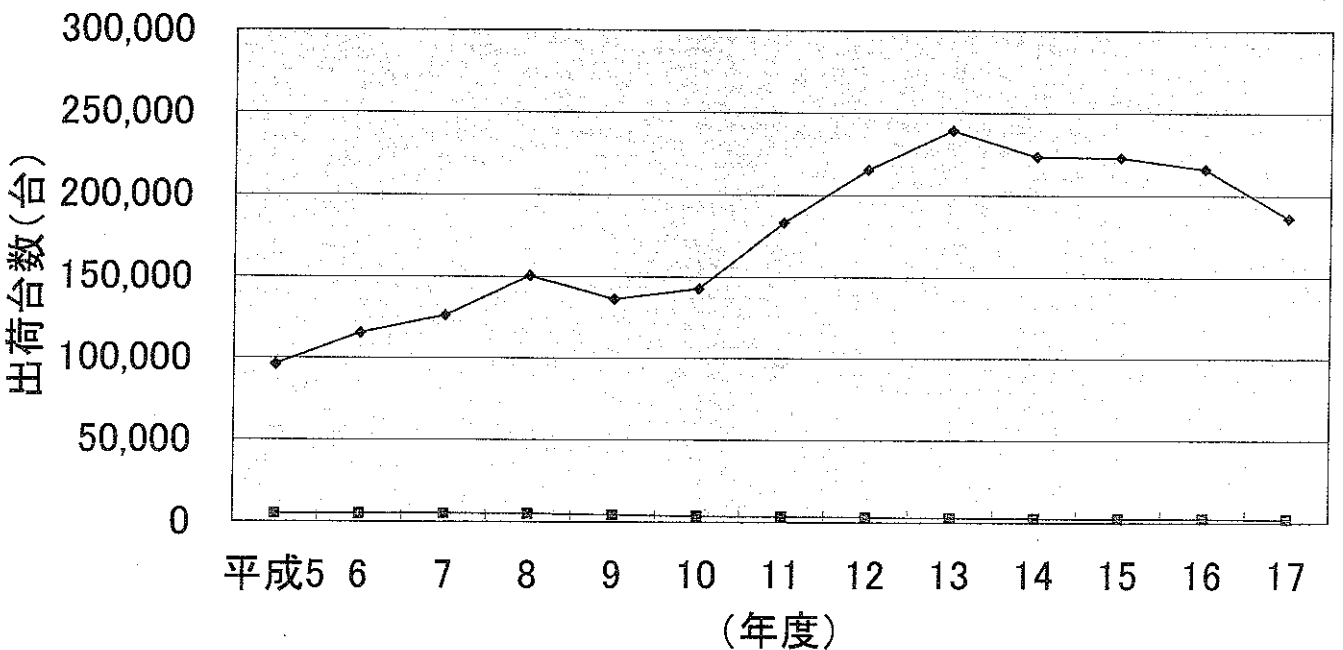
(注) 行政区域内人口は現在本府管内人口(中道市年度末人口)及び外国人登録人口(平成16年度末現在)
 「本県化人口」は現在本府管内人口、「既設」は現在本府管内人口、「既設」は現在本府管内人口、「既設」は現在本府管内人口
 「浄化槽」は浄化槽本数、「小規模」は浄化槽本数、「大規模」は浄化槽本数
 「下水処理場」は下水処理場本数、「浄化槽」は浄化槽本数、「小規模」は浄化槽本数、「大規模」は浄化槽本数
 「浄化槽」は浄化槽本数、「小規模」は浄化槽本数、「大規模」は浄化槽本数

工場製造浄化槽の出荷台数

	小規模浄化槽 (5~50人槽)		中・大規模浄化槽 (51人槽以上)		合 計	
	台数	前年比(%)	台数	前年比(%)	台数	前年比(%)
平成5年度	96,172	30.3	5,154	△ 3.8	475,281	0.5
平成6年度	115,414	20.0	5,055	△ 1.9	490,567	3.2
平成7年度	126,137	9.3	5,105	1.0	470,167	△ 3.8
平成8年度	150,493	19.3	5,092	△ 0.3	495,072	5.3
平成9年度	136,256	△ 9.5	4,486	△ 11.9	415,001	△ 16.2
平成10年度	142,681	4.7	3,763	△ 16.1	368,748	△ 11.1
平成11年度	183,152	28.4	3,441	△ 8.6	289,110	△ 21.6
平成12年度	215,324	17.6	3,275	△ 4.8	238,329	△ 17.6
平成13年度	239,282	11.1	2,868	△ 12.4	242,150	1.6
平成14年度	223,404	△ 6.6	2,653	△ 7.5	226,057	△ 6.6
平成15年度	223,067	△ 0.2	2,515	△ 5.2	225,582	△ 0.2
平成16年度	215,975	△ 3.2	2,529	0.6	218,504	△ 3.1
平成17年度	202,277	△ 6.3	2,391	△ 5.5	204,668	△ 6.3

浄化槽システム協会調べ。
(注) 平成13年1月までは単独処理浄化槽を含む。

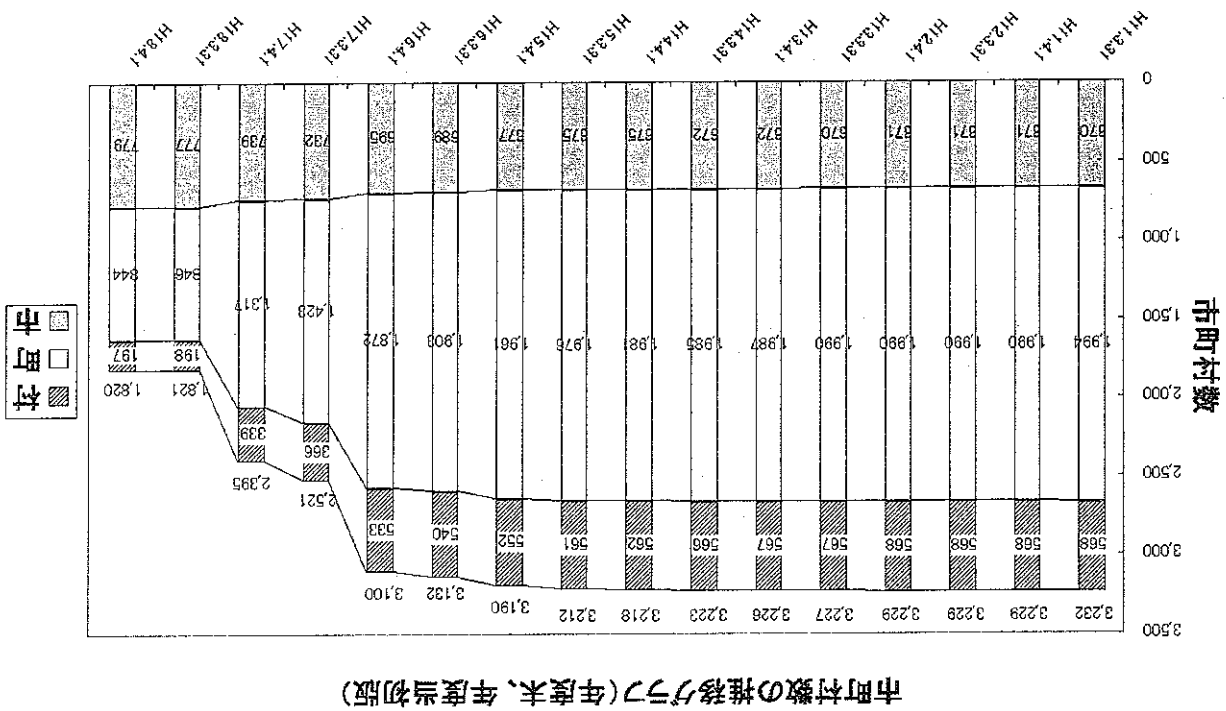
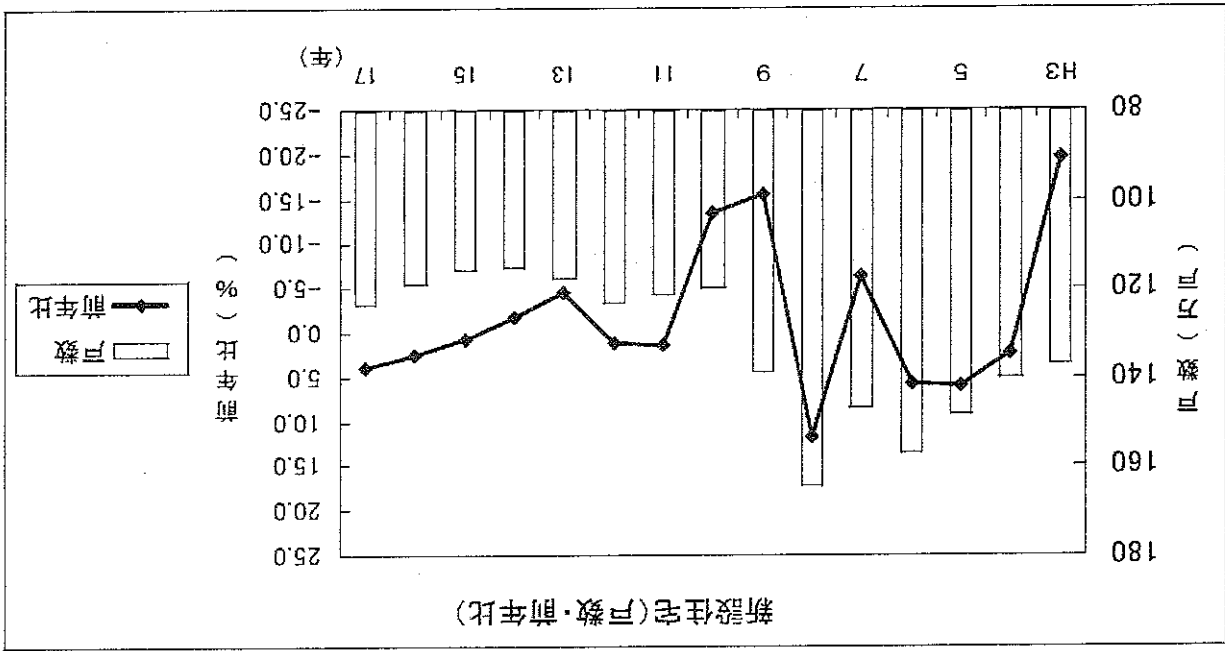
工場製造浄化槽の出荷台数の推移



◆ 小規模浄化槽 □ 中・大規模浄化槽

浄化槽システム協会調べ

住宅着工数の変遷



し尿処理・浄化槽関連年表

平成18年4月

49

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
明2			●特命全権大使岩倉具視欧米使節団の派遣(水系伝染病対策を念頭に置いて欧米の公衆衛生制度を調査)
明8			●文部省から内務省に衛生行政を移管(第7局(衛生、医務の2課)を設置、日本の衛生システムの構築をリード)
明11	●尿尿取締規則の制定(初めてし尿処理の基準が制定される)		
明12	●市街掃除規則及び便所構造並尿尿採取規則の制定(警視庁令)(便所の構造等について最初の規則が制定される) ●府県衛生課事務条項及び町村衛生事務条項布達(各府県に衛生課を、各町村に衛生委員を置くこととした)		●コレラの大流行(防疫史上最大) ●中央衛生会の設置
明16			●大日本私立衛生会の設置
明17			●神田下水第一期工事(我が国最初の分流式下水道)
明19			●コレラ、赤痢、腸チフスの大流行
明20	●廁園汚濁下水取締規則の制定(警察令)(便所の構造・清掃について定め、罰則規定も設定される) ●尿尿採取運搬規則の制定(尿尿の採取方法、取扱時間を取り締まる制度を創設)		
明22	●人糞運搬船構造概要(警視庁・東京府告示)(し尿運搬船の構造を定める)		
明30	●伝染病予防法の制定(汚物処理にも深く関わり、清潔方法(大掃除)及び衛生組合の設置を義務付け、汚物掃除の役割を担う)		
明33	●汚物掃除法及び同法施行規則の制定(水洗便所の場合は汚物処理槽を設けて便所の汚水を貯留し、随時汲み取りを行うこと) ●清潔の保持に関する取締規則の制定(警視庁令)(便所の工事改築は事前に警察署の承認を得る) ●下水道法の制定		●衛生唱歌(民衆に衛生の原理と方法を分かりやすく説明しようとしたもの)

50

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
明38	●清潔保持に関する取締規則の制定(便所の工事完了後、使用前に警察署の検査を受ける義務付けを定める)		
明40			●ペストの流行
明44			●東京電灯川崎工場に初めて米国人の設計による汚物処理槽(浄化槽)が設置される
大3			●原宿の外交官の伊庭邸に、家庭用として初めて汚物処理槽(浄化槽)が設置される
大6	●壱芥下水廁園取締規則の制定(し尿運搬人の作業方法、汲み取り時間、時期について定める)		●我が国最初の高層建築の東京海上ビルに、建物として初めて汚物処理槽(浄化槽)が設置される
大8	●市街地建築物法の制定(建築基準法の前身)		
大9	●市街地建築物法施行規則の制定(汚物処理槽での処理水の公共河川放流を認める)		
大10	●水槽便所取締規則の制定(警視庁令)(浄化槽を有する水洗便所(「水槽便所」と呼称)の浄化装置の構造及び放流水の基準を定める)		
大11			●三河島汚水処分工場の完成・稼働(最初の本格的な下水処理場)
昭3			●内務省衛生局が全国の汚物処理槽の設置基数が5,148基と発表
昭5	●汚物掃除法施行規則の改正(し尿の収集・運搬は市町村の義務となる)		
昭6	●寄生虫予防法の制定(必要などきはいつでも、糞尿検査、健康診断、糞便等の寄生虫病伝播の媒介物の処分ができる)		
昭8			●し尿の海洋投棄が始まる
昭13			●厚生省の設置、国立公衆衛生院の創設

昭44	●清掃施設整備5年計画(第2次)の閣議決定 ●建築基準法施行令の改正(区域特性と処理対象人員に 応じた構造基準を定め、「衛生上特に支障のある区域」 は、101人を超えは合併処理浄化槽で対応) ●建築物の用途別による処理浄化槽の処理対象人員の 算定基準(JIS A3302-1969)				
昭和45	●建築物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) の制定(浄化槽清掃業の許可制度を定める) ●司法施行規則の制定(維持管理業務を保守点検業務と 清掃業務に分離) ●水質汚濁防止法の制定(一律排水基準、上乗せ規制を 定める。処理対象人員501人以上の浄化槽を特定施設と して規制対象とする) ●建築基準法施行令の一部改正(上乗せ規制に反対でき る構造基準を定める) ●排水処理施設整備5年計画(第3次)の閣議決定				
昭49	●排水処理施設整備5年計画(第4次)の閣議決定 ●建築基準法施行令の一部改正(排水基準(BOD20ppm以下)に適合 する構造基準を定める) ●建築基準法施行令(第3次)の閣議決定				
昭50	●建築基準法施行令の一部改正(処理対象人員501人以 上の浄化槽について、排水基準(BOD20ppm以下)に適合 する構造基準を定める) ●建築基準法施行令(第4次)の閣議決定				
昭51	●建築基準法施行令の一部改正(処理対象人員501人以 上の浄化槽について、排水基準(BOD20ppm以下)に適合 する構造基準を定める) ●建築基準法施行令(第3次)の閣議決定				
昭52	●建築基準法施行令の一部改正(処理対象人員501人以 上の浄化槽について、排水基準(BOD20ppm以下)に適合 する構造基準を定める) ●建築基準法施行令(第4次)の閣議決定				
昭53	●建築基準法施行令の一部改正(処理対象人員501人以 上の浄化槽について、排水基準(BOD20ppm以下)に適合 する構造基準を定める) ●建築基準法施行令(第3次)の閣議決定				
昭54	●建築基準法施行令の一部改正(処理対象人員501人以 上の浄化槽について、排水基準(BOD20ppm以下)に適合 する構造基準を定める) ●建築基準法施行令(第4次)の閣議決定				
年	●法律・政令・省令・通知・指針等 ●補助金・事業等(関係通知を含む) ●その他(審議会、社会の動き等)				

昭19	●建築基準法施行令の一部改正(汚物浄化槽の構造 規格が制定され、「浄化槽」の表現が初めて使われる)				
昭22	●公衆衛生列車が全国を回遊(衛生教育の普及を図る) ●普通2人式便所の開発(屎分集式便器の考案) ●回病予防研究委員会の発足				
昭24	●建築基準法の制定(汚物浄化槽の構造基準として「基 準型」と「特殊型」を定める) ●屎尿の資源科学的衛生処理に関する報告(真澄栄一) ●付帯一三輪車隊による機械化汲み取り法の実施 ●科学的処理方法として嫌気的消化法、下水処理のある部 市では処理能力限度まで下水道を増設し、それに放流す る経済的な水洗便所を普及すること)				
昭28	●浄化槽法の制定(処理施設の届出の制度化、施設の 維持管理基準を定める) ●「故とハエのない生活」運動の全国的推進の閣議決 定) ●屎処理基本対策を策定(散水方式の小規模 汚水処理施設及び共同処理浄化槽の普及を図る方針を 決定)				
昭31	●屎処理基本対策を策定(散水方式の小規模 汚水処理施設及び共同処理浄化槽の普及を図る方針を 決定)				
昭35	●屎処理基本対策を策定(散水方式の小規模 汚水処理施設及び共同処理浄化槽の普及を図る方針を 決定)				
昭38	●生活環境整備5年計画(第1次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第2次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第3次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第4次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第5次)の閣議決定				
昭40	●生活環境整備5年計画(第1次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第2次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第3次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第4次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第5次)の閣議決定				
昭42	●生活環境整備5年計画(第1次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第2次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第3次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第4次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第5次)の閣議決定				
昭43	●生活環境整備5年計画(第1次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第2次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第3次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第4次)の閣議決定 ●生活環境整備5年計画(第5次)の閣議決定				
年	●法律・政令・省令・通知・指針等 ●補助金・事業等(関係通知を含む) ●その他(審議会、社会の動き等)				

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
昭55	●建築基準法施行令の改正(「衛生上特に支障のある区域」で合併処理にしなければならない浄化槽の規模を51人槽以上に改める、平面酸化床・全ばっ気方式の廃止等を定める)		
昭56	●廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正 ●廃棄物処理施設整備計画(第5次)の閣議決定 ●廃棄物処理法施行規則の改正(構造基準改正に対応した放流水の水質基準の強化等を定める) ●し尿処理施設の構造指針を改正(新たにし尿浄化槽汚泥専用処理施設の構造指針を追加)		
昭58	●浄化槽法の制定(昭和60年10月1日より全面施行)(工事・保守点検・清掃の技術上の基準、型式の認定制度、水質に関する検査(7条検査)・定期検査(11条検査)、工事業・保守点検業の登録制度、浄化槽設備士・浄化槽管理士の資格)		
昭59	●湖沼水質保全特別措置法の制定(湖沼水質保全基本方針を定める、水質の汚濁の原因となる物を排出する施設への規制)	●生活排水処理事業実施要綱に基づき、生活排水処理施設に対する国庫補助事業が開始	
昭61	●廃棄物処理施設整備緊急措置法の改正 ●廃棄物処理施設整備計画(第6次)の閣議決定 ●生活排水処理施設構造指針を策定		●環境省浄化槽対策室が訓令室として発足
昭62		●国庫補助事業(浄化槽設置整備事業)がモデル事業として創設	●環境省浄化槽対策室が省令室となる ●生活環境審議会廃棄物処理部会の下に浄化槽専門委員会を設置 ●毎年10月1日を「浄化槽の日」と定める ●浄化槽専門委員会第1次報告書「既設浄化槽対策について」を提言
昭63	●建築基準法施行令の改正(小型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●浄化槽法施行規則の改正(構造基準改正に対応した保守点検・清掃の技術上の基準を改正) ●建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員の算定基準(JIS A3302-1988)の改正		●浄化槽専門委員会第2次報告書「生活排水処理体系の中での浄化槽のあり方」を提言 ●浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る特別講習制度の創設、同特別講習会開始
平元		●合併処理浄化槽設置整備事業に対する地方交付税措置の適用	

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
平2	●水質汚濁防止法の改正(生活排水対策の規定を定める) ●瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の改正(処理対象人員201人槽以上500人槽以下の浄化槽はみなし指定地域特定施設となり、規制対象の特定事業場となる) ●コミュニティ・プラント構造指針を改正し、高度処理、脱窒方式等を追加 ●生活排水処理基本計画策定指針を通知		●全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の発足
平3	●建築基準法施行令の改正(中規模合併処理浄化槽の構造基準を改正) ●廃棄物処理施設整備計画(第7次)の閣議決定 ●農業集落排水施設の維持管理について通知	●合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について厚生省、建設省から通知 ●合併処理浄化槽設置整備事業の対象地域の拡充 ●合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針案の策定	●公益信託薬山天五郎記念合併処理浄化槽研究基金の設立 ●生活環境審議会廃棄物処理部会の下に浄化槽専門委員会を設置 ●浄化槽国際シンポジウムの開催 ●国際廃棄物学会において浄化槽分科会を開催
平4	●廃棄物処理法施行令の改正(浄化槽汚泥の再生方法の基準を定める)	●合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針を平成5年度の事業から適用することを決定 ●地域循環型生活排水処理モデル事業(アクアエコビレッジ構想)の実施	●全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が「新しい浄化槽の維持管理システムについて」を国へ建議 ●合併処理浄化槽普及促進市町村協議会は合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録制度の実施を決定
平5	●計量法施行令の改正(指定検査機関の実施する検査業務を計量法上の取り扱いとしない)と定める) ●環境基本法の制定(公害対策基本法の廃止)		●浄化槽専門委員会報告「今後の浄化槽行政のあり方について」を提言 ●(社)全国浄化槽団体連合会による小型処理浄化槽機能保障制度の実施
平6	●水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の制定(合併処理浄化槽設置整備事業の円滑な実施に関する規定を定める) ●特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法の制定	●特定地域生活排水処理事業(現在の浄化槽市町村整備推進事業)の創設 ●合併処理浄化槽設置整備事業及び特定地域生活排水処理事業の実施要綱において小型合併処理浄化槽機能保障制度の適用を規定	
平7	●建築基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加)	●特定地域生活排水処理事業の対象地域の拡大	
平8	●廃棄物処理施設整備計画(第8次)の閣議決定	●特定地域生活排水処理事業の対象地域の拡大	●単独処理浄化槽廃止対策協議会アピール「単独処理浄化槽廃止対策について」取りまとめ

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
平16		<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽市町村整備推進事業に整備計画策定に係る調査を国庫補助対象に追加 ●浄化槽市町村整備推進事業に市町村合併に伴う浄化槽整備の支援措置 ●浄化槽市町村整備推進事業と農業集落排水事業との連携事業の創設 ●高度処理浄化槽の対象地域の拡大(上水道の取水口より上流に位置する区域でかつ水源地域であるダム貯留湖の周辺地域を追加) ●浄化槽で初めてのPF事業の実施(福岡県香春町) 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽タリミニアムにおいて浄化槽分科会を開催(継続中) ●日本・アジア環境大臣セミナーの開催(環境保全技術の紹介として浄化槽が紹介される)
平17	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法改正(目的に公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記、放流水の水質基準を創設、維持管理等に対する都道府県による監督を強化) ●浄化槽法改正(目的に公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記、放流水の水質基準を創設、維持管理等に対する都道府県による監督を強化) 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法改正(目的に公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記、放流水の水質基準を創設、維持管理等に対する都道府県による監督を強化) ●浄化槽法改正(目的に公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記、放流水の水質基準を創設、維持管理等に対する都道府県による監督を強化) 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法改正(目的に公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記、放流水の水質基準を創設、維持管理等に対する都道府県による監督を強化) ●浄化槽法改正(目的に公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記、放流水の水質基準を創設、維持管理等に対する都道府県による監督を強化)

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)	
平9		<ul style="list-style-type: none"> ●厚生省、建設省、農水省の3省が連携した「汚水処理施設連携整備事業」を実施 ●統一的な整備指標を策定・公表 ●浄化槽工業会「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プロジェクト」開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●厚生省、建設省、農水省の3省が連携した「汚水処理施設連携整備事業」を実施 ●統一的な整備指標を策定・公表 ●浄化槽工業会「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プロジェクト」開始 	
平10		<ul style="list-style-type: none"> ●合併処理浄化槽設置整備事業に係る国庫補助基準額策定の考え方の見直し(国庫補助基準額の改正) ●特定地域域生活排水処理浄化槽の対象地域拡大 ●高度処理合併処理浄化槽の国庫補助基準額の設定 ●浄化槽工業会「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プロジェクト」完了 ●全浄化槽「単独処理浄化槽新設廃止の促進に関する決議 	<ul style="list-style-type: none"> ●合併処理浄化槽設置整備事業に係る国庫補助基準額策定の考え方の見直し(国庫補助基準額の改正) ●特定地域域生活排水処理浄化槽の対象地域拡大 ●高度処理合併処理浄化槽の国庫補助基準額の設定 ●浄化槽工業会「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プロジェクト」完了 ●全浄化槽「単独処理浄化槽新設廃止の促進に関する決議 	
平12	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法の改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) ●経費基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●生活排水処理基本計画策定マニュアルを作成 ●浄化槽法改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) ●経費基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●生活排水処理基本計画策定マニュアルを作成 ●浄化槽法改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域域生活排水処理浄化槽に係る事務費を国庫補助対象に追加 ●農水・国土・環境省連名による「汚水処理施設の効果的な整備の推進について」を通知 ●浄化槽法の改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) ●経費基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●生活排水処理基本計画策定マニュアルを作成 ●浄化槽法改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法の改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) ●経費基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●生活排水処理基本計画策定マニュアルを作成 ●浄化槽法改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法の改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) ●経費基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●生活排水処理基本計画策定マニュアルを作成 ●浄化槽法改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止)
平13	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知 ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知 ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知 ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知 ●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国土・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知
平14	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水処理施設整備計画策定マニュアルを作成 ●自然公園地域を対象地域に追加 ●環境省の浄化槽対策型が浄化槽推進型に名称変更 ●浄化槽システム協会策定(社)型式浄化槽協会と浄化槽工業会が合流 ●(社)全浄化槽がPF手法導入がドライブインを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水処理施設整備計画策定マニュアルを作成 ●自然公園地域を対象地域に追加 ●環境省の浄化槽対策型が浄化槽推進型に名称変更 ●浄化槽システム協会策定(社)型式浄化槽協会と浄化槽工業会が合流 ●(社)全浄化槽がPF手法導入がドライブインを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水処理施設整備計画策定マニュアルを作成 ●自然公園地域を対象地域に追加 ●環境省の浄化槽対策型が浄化槽推進型に名称変更 ●浄化槽システム協会策定(社)型式浄化槽協会と浄化槽工業会が合流 ●(社)全浄化槽がPF手法導入がドライブインを作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水処理施設整備計画策定マニュアルを作成 ●自然公園地域を対象地域に追加 ●環境省の浄化槽対策型が浄化槽推進型に名称変更 ●浄化槽システム協会策定(社)型式浄化槽協会と浄化槽工業会が合流 ●(社)全浄化槽がPF手法導入がドライブインを作成
平15	<ul style="list-style-type: none"> ●汚染物質処理施設整備計画(汚染物質処理法に基づいた計画の閣議決定) ●浄化槽整備事業である合併処理浄化槽設置整備事業 ●浄化槽設置整備事業に、特定地域域生活排水処理事業を浄化槽市町村整備推進事業に名称変更 ●浄化槽市町村整備推進事業の対象地域に第5次総量規制対象地域を追加 ●浄化槽市町村整備推進事業の整備要件を陸揚、希美、小笠原、通球、山村、北道、沖繩の各法に定める地域で10基以上に緩和 ●高度処理合併処理浄化槽の対象地域の拡大(生排水汚染地域を「はす」) 	<ul style="list-style-type: none"> ●汚染物質処理施設整備計画(汚染物質処理法に基づいた計画の閣議決定) ●浄化槽整備事業である合併処理浄化槽設置整備事業 ●浄化槽設置整備事業に、特定地域域生活排水処理事業を浄化槽市町村整備推進事業に名称変更 ●浄化槽市町村整備推進事業の対象地域に第5次総量規制対象地域を追加 ●浄化槽市町村整備推進事業の整備要件を陸揚、希美、小笠原、通球、山村、北道、沖繩の各法に定める地域で10基以上に緩和 ●高度処理合併処理浄化槽の対象地域の拡大(生排水汚染地域を「はす」) 	<ul style="list-style-type: none"> ●汚染物質処理施設整備計画(汚染物質処理法に基づいた計画の閣議決定) ●浄化槽整備事業である合併処理浄化槽設置整備事業 ●浄化槽設置整備事業に、特定地域域生活排水処理事業を浄化槽市町村整備推進事業に名称変更 ●浄化槽市町村整備推進事業の対象地域に第5次総量規制対象地域を追加 ●浄化槽市町村整備推進事業の整備要件を陸揚、希美、小笠原、通球、山村、北道、沖繩の各法に定める地域で10基以上に緩和 ●高度処理合併処理浄化槽の対象地域の拡大(生排水汚染地域を「はす」) 	<ul style="list-style-type: none"> ●汚染物質処理施設整備計画(汚染物質処理法に基づいた計画の閣議決定) ●浄化槽整備事業である合併処理浄化槽設置整備事業 ●浄化槽設置整備事業に、特定地域域生活排水処理事業を浄化槽市町村整備推進事業に名称変更 ●浄化槽市町村整備推進事業の対象地域に第5次総量規制対象地域を追加 ●浄化槽市町村整備推進事業の整備要件を陸揚、希美、小笠原、通球、山村、北道、沖繩の各法に定める地域で10基以上に緩和 ●高度処理合併処理浄化槽の対象地域の拡大(生排水汚染地域を「はす」)